UDC 021.84:025.21:021:027.54:01:330.133:02:681.3.02

# 納本制度の思想と中井正一

後藤嘉宏\*

本稿では国立国会図書館の納本制度を考え、その際、初代副館長の中井正一(1900-1952)の思想を手がかりにした。中井は納本制度と表裏一体の関係にある支部図書館制度の産みの親の一人ともされる。中井の「機能概念の美学への寄与」(1930)での「機能概念」、「委員会の論理」(1936)での「印刷される論理」、『美学入門』(1951)での映画のカットの議論(「コプラの不在」)を紹介し、それらと彼の図書館思想との関係を考察した。その上で彼の描く支部図書館制度は、それを通じての納入の仕組みとは異なるということを、彼の商品としての本(書籍)に対する二律背反的な態度を踏まえつつ考察した。さらに納入物として望ましいものと情報アクセスの射程として望ましいものとの区別を考えていく必要性があると指摘した。

キーワード:中井正一,納本制度,支部図書館制度,機能概念,忘却,網羅的記憶(記録),繋詞(繋辞・コプラ),商品としての本

#### 1. はじめに

この原稿が印刷・刊行される頃はプロ野球も大詰めを迎え、日本シリーズの優勝の行方についての話題が新聞紙面を賑わすものと思われるが、原稿執筆中の現在は、高校野球の真っ盛りである。自分の出身都道府県や住まいのある県のチームが仮に敗退しても、見ていて感動を覚える。プロ野球にはプロ野球の面白さがあるが、商業化されていない少年たちの一回勝負に、大人たちは羨望の眼差しを向ける。

夏の大会は日本高校野球連盟と共に朝日新聞社が主催している。しかし、系列のテレビ朝日が中継を行うのは決勝戦だけで、決勝戦も含め全試合を NHK が独占中継する。この公共放送が中継するというところに、《商業主義から隔絶された高校生の純真さ》というイメージが増幅され、この時期の甲子園を聖地と化す大きな要因がある。朝日新聞社は系列会社の方に高校野球中継の仕事を原則廻さないことで、高校野球の神話を巧みに守っている。もちろん朝日新聞社も一民間企業である以上、営利を追求する。しかし、民間放送ほどには商業主義の印象は与えず、「社会の木鐸」としての姿も未だにある程度社会で受け入れられている。

本(書籍)や大新聞の紙面などは、概ね商品として作られているにも拘わらず、それらのメディアに載った言説が、商業主義的なものという意識で読者から受け取られることは少ない。特に本については顕著である。

そのような受け取られ方の反面,全国規模で流通する本で,商品となっていないものは稀である。政府刊行物以外で商品(流通ベースに乗っているか否かではなく,資本家に利潤をもたらす財の意味)になっていないものは,自費

出版の書物や社史,あるいはコミックマーケットに出品される同人出版物などであろう。また,灰色文献といわれる各種研究調査の報告書の類もこれに入るであろう。本の範囲を,雑誌にまで拡張しても,学会誌や同人誌などが含まれるに過ぎない。

ネット時代を迎えて変わってきつつあるが、基本的に多くの人々に訴えることのできる文章ないし映像は、ほぼ商業媒体の形をとってしか従来その頒布のルートを見つけられなかったこともあって、概ね商業的に作成されてきた。数少ない例外が公共放送である NHK であろう。しかし、NHK にしても受信料を求める根拠として視聴率を気にすることからも、ある意味で民間放送と類似するところがある。そうはいっても高校野球を NHK が中継すれば、球児たちの純粋さはより巧みに伝えられるし、主催が朝日新聞社であっても、大新聞の「堅い」イメージに守られて、人々に(直接利益をもたらすものという意味での)商品性をあまり意識させない。

ともあれ商品である媒体に載った言説(や映像)が、現 実的には優れた言説であるという認識を、われわれはある 程度共有している。その一方で、商品は売れ行きを重視す るものであって、売れるということを意識すれば、自ずと 本来言いたいことを歪めることに通じるという考え方も, また多くの人々は共有している。そして媒体別に概観する と、本(書籍)については前者の側面を強く意識させるも ので、大新聞もこれに近く、雑誌は前者と後者の中間で、 民間放送やスポーツ紙は後者であるといえよう。人々の考 え方がこの二つの意識の狭間に置かれているだけではな い。図書館資料が通常はほとんど商品で構成されつつ、そ のことが滅多には意識されていないということも、この矛 盾に関わるし、本稿のテーマである国立国会図書館(以下 NDL)の納本制度にもまた関係してくる。それどころか、 納本制度と表裏の関係にある NDL の支部図書館制度を築 き上げた一人とされる, NDL 初代副館長の中井正一(1900 年生-52年没。1948-52年在任)の思想も、この二つの矛

〒305-8550 つくば市春日 1-2

Tel. 029-859-1322

(原稿受領 2007.9.14)

<sup>\*</sup>ごとう よしひろ 筑波大学大学院図書館情報メディア研究

盾の狭間にあったものと思われる。本稿はそれらについて 考察を加え、その上で筆者自身の望む納本による NDL の コレクションの形についても述べたい。

## 2. 情報センターとしての図書館

中井正一は戦前、カッシーラの《実体概念から機能概念 へ》という考え方を紹介している(「機能概念の美学への寄 与」1930年)10。そこで彼は、プラトンのイデア論以来の 概念は、実体概念であり、抽象、忘却によってそれらの概 念は成り立っているという。例えば椅子という概念がある とする。しかし、丸椅子、長椅子、肘当てのある椅子、な い椅子、様々な個々の椅子がある。そういう個々の椅子の 個別の特徴を捨て去って, 椅子のイデアができあがる。プ ラトンのイデア論に依拠せずとも, 実体概念というのは, このようにその概念に相当する個々の物々の特徴を捨て去 り、それらを忘却することで成り立つ。その点で、結局見 かけ, 形といった表象部分, 実体で概念を構成しても, そ れは空虚になる。それに対して機能概念は、見かけ、形に よる定義ではなく、そのものの果たす機能によって定義さ れる概念である。椅子であれば、仮に腰を支える機能を椅 子と定義する。腰を支える機能があれば縁側だって椅子に なるし,花壇の縁だって人々が腰掛けていれば椅子になる。 要するに実体物が何であるかで定義せずに、そのものがど のような機能、役割を果たしているかでのみ定義するので ある。

中井は NDL 在任中, 実体概念としての図書館から機能 概念としての図書館へというスローガンをうち立てたが (「集団文化と読書」1951 年)」, そのこともこのカッシーラに関する論考の延長上に考えられる。図書館という建物 や蔵書などに関わるのが,実体概念としての図書館である。それに対して機能概念としての図書館は, 本を読む機能, そして欲しい本を手に入れる機能があれば, 成り立つ。建物や蔵書といった実体物は不要になる。ここで「本を読むという機能」と述べたが,「本」も実体物であるとすれば, それを「知りたい情報」といいかえて,「知りたい情報を得る機能」と考えても良い。

彼はさらにこの「機能概念としての図書館」の延長上に、NDL 支部図書館制度を構築しようとした。各省庁の図書館に NDL の支部図書館の機能を兼ねさせる。そして支部図書館は単にその図書館の所蔵資料のみを把握するのではなく、その図書館の設置母体である省庁の資料全体も把握する。しかもここでいう資料とは、図書資料に限らず、ありとあらゆる資料を意味する。そうすると議員の情報要求は、NDL 立法考査局(現在の調査及び立法考査局)を通じて、支部図書館に伝えられる。省庁全体の情報資料を把握している支部図書館は、その省庁の全資料から、その議員の情報要求に見合った資料を提供する。ある意味で三権の対立を無視した夢物語ではあるが、こういう形が実現されるならば、「霞ヶ関」のもっている情報や資料の全体が、NDL の資料としての「機能」をもつことになる。このようなイメージを中井は描いていたように思われる。

機能概念は中井の晩年の図書館論でこのように大きな意味をもつが、それと同時に彼の戦前の代表作「委員会の論理」(1936年)においても重要な位置づけを担わされている<sup>1)</sup>。

機能概念で物事を捉えていくと、基本的に何を椅子とするか、何を机とするかは利用者の意志に委ねられる。逆に椅子として作られたものであっても台座に使ったり、机だって睡眠のための枕に利用したりすることもありうる。その意味で、商品の作り手の意図と違った考えで消費者たる一般大衆が、提供された商品を解釈する可能性を、機能概念は開く。しかもこの「商品の作り手」というところの「商品」を情報商品に置き換えるならば、「商品の作り手」を「情報の送り手」に、「消費者たる一般大衆」を「情報の受け手」に読み替えることも可能となる。つまり、機能ではなく実体に相当する、商品の表象部分の計画は、設計者である工場の秘密委員会に委ねられる。しかし、その表象部分である出来上がった商品を実際にどのように使うかは、一般市民による開かれた「委員会」によって決めることが可能になる。

この「委員会」を NDL 副館長就任後の中井は、「国会」 と恐らく読み替えたのだと、一般に考えられている。

そしてその国会を支える NDL は、「大きな民族全体を人 造人間としたような,巨人の記憶作用としての図書館」(「巨 像を彫るもの | 1951 年)<sup>2)</sup>, あるいは「巨人のような機械 構造が民族の語部として,立ち上がってゆく」(「歴史の中 の図書館」1951年)2)図書館として記される。日本の国民 の記憶を資料として全て保管する《民族の記憶庫》(直接こ の言葉を中井は用いていないが、筆者が上記の引用文を要 約して作った表現)ということである。つまりその意味で、 忘却の反対側に図書館というものを考えている。また、中 井には「特殊図書館」を扱った文章が存在する。これは直 接的に NDL を扱ったものではないが、「国立国会図書館支 部図書館東洋文庫」を典型例としながら、中井は、「一片の 刷りもの、一地方の新聞、すぐに人々から忘れられてゆく その日その日の物価の数字こそが、もっとも貴重な図書館 資料となるところの新たな図書館の出現」<sup>2)</sup>を指摘しても いる。他方、この《民族の記憶庫》として紙片まで保管す ることは、根本彰が蟻川恒正に依拠しつつ羽仁五郎につい て指摘するような、文書館の原理を図書館にむりやり適用 しようとしているということの,一つの現れと理解するこ ともできるであろう<sup>3)</sup>。

つまり以上見てきた限りにおいて、図書資料を基本とする図書館の原理ではなく、文書館の原理をもつことによって、中井は民族全体の記憶を忘れないように保存しておく装置として NDL を考えていたといえる。

#### 3. 忘却の効用

中井は何度か「死なない人間」という喩えを用いる(『美学入門』4)「委員会の論理」<sup>1)</sup>」。これは芸術が非常に自由な営みであるということを説明する際に、使われる喩えである。技術というものは、自然法則から来る宿命を人間の意

図によって変えていく可能性をもつが、それには時間がかかる。他方、芸術は一挙に不可能事を可能にする。つまり自然法則上、人間は常に死ぬ。しかし、芸術は「死なない人間」を一挙に示せる。そして技術も技術水準に応じて徐々に、その方向、要するに自然法則による宿命の反対方向に歩むことができるというのだ。

しかも、この「死なない人間」は、先に見た、忘却しない民族にも通じることであろう。なぜなら個物の命が遺伝情報や脳神経を通る情報によって支えられていることからも、「死なない人間」を求めるロジックは、その前提として「死なない(消えない)情報(媒体)」を求める可能性も高めるからである。しかも、そうであるからこそ、「死なない人間」を肯定する中井が、《民族の記憶庫》としての図書館を唱えるのであろう。

実際,遺伝情報に典型的に現れているように,情報(あるいはその情報が記録された媒体)が何の変化も受けずに死なないことは,個体が死なないことへの途を拓く。そして遺伝情報の複製物であるクローンが母胎の意識をもつことはないとはいえ,クローン技術は,まさに中井の「死なない人間」を現実化しつつあるともいえるであろうし,いずれは母胎の意識さえも複写する技術が実現されるであろう。「機能概念としての図書館」という言葉で中井は,壁のない図書館を今から 60 年近く前にすでに予見していたように,彼の慧眼は,現在のクローン技術も見通していたといえる。

しかし、1930年頃の論文で、ハイデッガーからの引用が 頻繁であった中井であるのに、どういう訳か、「死なない人 間」を肯定的に評していて、この点はある種の矛盾と捉え ることもできる。ハイデッガーは、人間の命の有限性こそ が人間の尊厳の根拠、人間が存在を知る契機であると考え ている。しかも, 現在の情報倫理の分野でも, 上記の矛盾 と同様の事柄が問題となっている。例えばカプーロはフロ リディを批判する際に、フロリディがすべての情報実体(情 報媒体をはじめとする「情報圏にあるすべてのもの」5,要 するに彼によれば, あらゆる存在物は情報を発していて, またデジタルに捉えうるもの)の生存権、永続する権利を 主張するのは、間違っていると指摘する。なぜなら、存在 を理解できるのは死すべきものとしての「現存在」である と主張するハイデッガーの存在論から、このフロリディの 考え方は逸脱しているからだと指摘している<sup>6</sup>。実体とし ての存在物と存在そのものとの峻別を, フロリディは見落 としているというのである。つまり、人間においては死ぬ ことが時間の中で生きる者として存在を理解する契機にな り、またそれが人間の尊厳に関わる。そのため、ただでさ え死なない可能性がある情報実体についてまで、永続する 権利を主張するのは、死すべきものとしての尊厳を無視し た議論であるということになる。

実際中井についても、「死なない人間」の予想そのものが 正しかったとしても、その予想の実現についての評価はま た別の問題であろう。バタイユがいみじくも述べているよ うに、地球資源の有限性を考えると、われわれが死に、わ れわれを構成する分子を地球に返し、新たな子孫たちにそれを使う機会を与えることが、エコロジーの精神に適っている。またクローン技術のような単性生殖にもなぞらえられる技術は、同じ種の中の遺伝子の多様性をもたらさないため、その種の中のいくつかの個体が地球環境の長期的な変化に適応して生き延びることで、その種を絶滅の危機から救うという戦略を結果的には採りづらくなる。

そして、「死なない人間」の延長上に「死なない情報実体」 があるし、全ての情報実体が残されるなら、記録は網羅的 になされ忘却も否定されよう。

そこで以上の文脈から、忘れないことについても、死なないこと同様、果たして良いことばかりなのか、その功罪を問うことが可能であろう。

まずは個人レベルから考えてみよう。当然厭な経験は忘 れたいし, 部分的に忘れることで印象が薄まり, その辛い 経験への拘りから解放される。あるいはわれわれは覚醒時 経験した事柄を, 睡眠時に整理して, より輪郭をはっきり させるといわれるが、その際、ある意味で細部を忘却させ ることで整理がなされるともいわれる。実際筆者も、読ん だ著書や、自分自身が書いた論文を要約する必要に迫られ る際は、読んだり書いたりした直後よりは、ある程度時間 をおいてからの方が書きやすい。これは細部を忘れること で、全体の骨格がはっきりとしてくる効果が現れているの であると推測している。あるいはまた、われわれの脳も、 多くの他者のいろいろな思考をそのまま複写機のように受 け入れていてはその発展可能性を発揮できず、斑状に良く 覚えているところと曖昧なところ、忘れているところが混 ざっているからこそ, それらを混ぜ合わせて新たな発想を することで、その創造性を十二分に発揮できるとも考えら れる。

次により集団レベルで考えてみよう。例えば口承伝承は、文字を使わずに長い民族の歴史などを伝えていくので、その意味で記憶の世界であるが、そうでありつつそれぞれ少しずつ記憶違いによってバリエーションがあるから、民話や民謡の多様性の面白さも生じているといえる。あるいは写本は誤記や付け加えが生じやすい。その意味で不正確な伝達がなされるが、それだけにそれぞれの写本がそれぞれ個性をもつ。写本にせよ口承伝承にせよ、それぞれが伝えられた元のものに対する解釈がそこに籠められているともいえる。これも不正確な記憶や情報の欠落部分が、かえって情報を記録した媒体の実りの豊かさをもたらしている実例となろう。

中井正一自身、『美学入門』(1951年)等で、カットの効用について述べているが、これはある意味情報の欠落部分の効用の主張に通じる。映画のカットは、まさに時間の流れを断ち切る。ところで欧米語で、主語とその後に置かれる言葉をイコールで繋ぐ言葉を繋詞(繋辞・コプラ)といい、存在動詞などがそれに相当する。英語でいうと be、日本語でいうと「である」などがその典型である。映画のそれぞれの場面、場面は、いわば名詞の連続で、それら名詞を繋ぐ存在動詞が省かれる。前の名詞が後の名詞に対す

る主語に、後の名詞が前の名詞の補語になるが、またこの 後の名詞が、さらに、後の名詞の主語にもなる。このよう な主語と補語の連鎖も考えられる。しかもその繋詞が「で ある」なのか、「でない」なのか、「であると思われる」な のか、「でないに違いない」あるいは「になる」「にならな い」なのかも示されない。

このように(少なくとも無声時代の)映画のカットは繋ぎの部分,つまり場面ごとに対する映画の送り手の判断を示す言葉を隠してしまう。そうであるならば、その判断は、受け手に委ねられる。映画は全てのカットを繋ぎつつも、その繋がり部分の評価をまさに削除(カット)し、人々の手に委ねる点で、極めて民主的な媒体である。こういう風に中井は考えた。

この発想は、基本的に忘却の効用に通じるはずである。 少なくとも無色透明なデータをどんどん集め、それらへの 評価はとりあえず措いておくというのは、データベース作 りの発想であるし、このように自分自身の評価を省き公平 な観点から情報を提供することこそが、基本的なライブラ リアンのレファレンスサービスのあり方であると思われ る。映画が前の映像から次の映像に転換し、そのカット部 分を見せないことで, 映像の示す事態への送り手の判断を 隠すことと、このような情報センターとしての図書館の データベース的な無色透明なイメージとは多分に共鳴し合 う。その一方で、自分自身の判断を差し控えるという意味 で結果的に自分の判断部分を記録に残さないということ は、《民族の記憶庫》としての図書館とは矛盾するという見 方も可能である。本来, 判断の部分も含めて記録してはじ めて十全に《民族の記憶庫》としての図書館が成立すると いえるからだ。

しかしまた, 中井は, 価値中立的な図書館員の仕事を, ある一線では乗り越えなければならないと考えていた。彼 は『資治通鑑』の諫官を積極的に評価する。中井は戦前治 安維持法違反で逮捕された。執行猶予付きの判決後も保護 観察処分を受け、当局の顔色を窺い大人しくしていた自ら の不甲斐なさと対比させて諫官の勇気を称える。主君の意 志に背いて、主君の計画や行動を諫め、忠言をする際には 自らの命とひき換えに、死をもって発言する。そのように 知識人でもあった古代中国の高官たちは,命を棄ててきた。 NDL の立法考査局での調査活動も、単に依頼に応じた客 観的な情報・資料の提示だけではなく, いざとなったら命 を賭けて積極的な忠言を、依頼主である議員にする必要も あると, 中井は諫官にかこつけて示唆する。「私は国立国会 図書館の任務につくとき, ふと, ゾーッとしたことがある。 あの諫官達は、東海の一島国にインテリの組織が、組織的 に政治に奉仕するときがくるに違いないという歴史への信 頼をもって死んでいったんじゃないだろうか」(「組織への 再編成」1950年)2。この引用文の意味では、諫官の個人 での提言が集団での提言に替わるものの、単なる民族の客 観的な記憶庫ではなく、第2章の後ろから2段落目で引用 した「語部」という彼自身の比喩が、記憶すると同時に語 る人でもあるように、ある種の方向性の指示も、NDL、特 に立法考査局の機能として期待していたようである。そのことは、先に見た『美学入門』での映画のカットの話でいえば、繋詞の復活にも相当する。つまりその点では、最後には全てを記憶するのではなく、一定の価値に基づいた判断によってそれら記憶から残されるものを取捨選択し、それらを論拠として提言をすることが求められる。

結局,集団レベルないしはそれを広げて民族レベルでは網羅的に記憶し,ある意味で方向性とか価値を省く。他方,受け手レベル,つまりそれらの網羅的な記憶としての資料を利用する立場で考えてみると,映画の観客も立法考査局の職員も,情報を受け取り利用する段階で初めて自分たちに委ねられた価値選択をする。

そう考えると、中井自身においては網羅的記憶と忘却の間の矛盾を、前者は集団的記録に、後者はそれを踏まえての、より少人数の判断に、それぞれ分けることによって、乗り越えようとしているのかも知れない。

### 4. 図書館資料のレベルで考えてみると…

以上の事柄を、図書館資料の水準に置き換えて考えてみよう。先にも見たように、根本彰によると羽仁五郎は文書館の原理を図書館にもち込もうとしていたという<sup>3)</sup>。根本はそこでは明言しないが、羽仁の意を受けた中井も当然同様であろう。

中井はその根底において刊行された図書資料に,二律背 反的な思いをもっていたように思われる。

特に第3章で見た意味において否定的に理解する。まず 本(図書)は、中井自身が述べているのではないが、先ほ どの映画のカットの例でいえば、繋詞が存在する媒体であ ることになる。つまり執筆者の意志による、映された事態 への評価が混ざる。しかも執筆者の意志だけではなくその 背後にあるメディア産業資本や、戦前であれば当局によっ ても歪められる。中井は嘘,作り事の多い一般の文学等の 書物よりも年鑑の数字の方がよほど信頼できるとさえ、述 べている<sup>7</sup>。また同人誌『世界文化』(1935-1937) や、喫 茶店に配付され読書の投稿によって紙面が構成される隔週 刊新聞『土曜日』(1936-1937) の刊行を通じて、商業的で ない言論活動を実践し、書評でも日本資本主義論争を商業 資本に踊らされた論戦と批判した。その意味で中井は、商 品となった情報に否定的なまなざしをもっていたはずであ る。ところで、第1章でも示したように、本の形で流通す る資料の大部分は商業資本によって作成されている。本に 限らず雑誌であれ、新聞であれ、放送であれ、全国規模で 流通する情報のなかで、商品でない媒体によって流通する ものは、インターネット時代の到来以前は公共放送と政府 刊行物などごく僅かであり続けてきた。したがって、商品 に対する嫌悪感を鋭くもっていた中井は、商品媒体として ほぼ提供される通常の図書館資料に, 一定の留保を付けて いたということは、想像に難くない。

他方,中井は先にもふれた「委員会の論理」(1936年) において,近代を「印刷される論理」の時代であると規定 する<sup>1)</sup>。印刷本は写本とは違って商業資本によって作られ るので、それらの言説は資本によって歪められる。しかも 大量頒布によって大きな影響力をもつ。しかし、大量に同 じものが頒布されても、それらをそれぞれの受け手市民が 双方向的に討論し、多様な角度から解釈すれば、大量の異 本が出回ることに近い機能を果たす。したがって、資本に よる歪みは双方向的な討論によって、乗り越えられると中 井は考えていた。いわばこれは先に第2章でふれた、商品 を機能概念で捉え、利用者なりの目的意識でその商品の機 能を組み替えていくことにも通じる。

その点で、中井は本などの刊行された図書資料に否定的な眼をもつ一方で、それらが商業主義的であれ何であれ、相互討論によって歪みを減らすことが可能であると考え(その意味で人々の封建遺制からの解放という目的は果たされうる)、その限りで本の肯定的側面もしっかりと捉えていく。その点では、彼が本などの図書資料を、納本制度の基本として考えていることは間違いない。

ただし、根本のいうには、国立国会図書館法第 24 条の政府刊行物の納入の規定と、第 25 条の一般の図書資料の納入の規定とは背景となる思想根拠が違う³。後者は内務省の検閲を引き継ぎ、NDL という「官」が「民」を規制する側面が出てくる。他方、前者は「民」の代表である国会の付属機関である NDL が、行政府という「官」を統制することになる。この根本の指摘はその通りであるが、それと同時に、図書資料であっても、定価が付いていたとしても、政府刊行物は資本を富ますものという意味での狭義の商品ではない。他方、民間の刊行物は、自費出版物を除いてほぼ商品である。その違いに着目したい。

つまり、「官」が「民」を規制する伝統をもち、またそれらが商品という形でほぼ流通する民間出版物の納入については、図書資料に限るのも当然である。他方、「民」の代表として NDL が「官」を規制するという理念からすると、納入の対象を図書資料に限るのも政府情報を公開させるという趣旨からして不充分で問題があろうし、また商品でない資料ということからも、そのような制限というか垣根の撤廃は、理念上妥当である。

確かに根本が指摘するように、第25条とは趣旨の全く 異なる第24条であっても、その文言からは「文書館の原 理」は読みとれない3。しかし、支部図書館制度がそれを 補うものであると考えられる。根本は、「戦後の国立国会図 書館成立期において行政府に支部図書館を設置しこれを通 じて行政資料を集めようとした考え方」31と蟻川の支部図 書館制度への見方を要約するが、そもそも中井の考える支 部図書館制度は、資料の現物を NDL にも支部図書館にも 集めようとするものではない。「行政諸官庁において日々産 出され保管され廃棄されつづける諸資料を対象として、そ の資料群のなかから公衆の利用に供すべき価値あるものを 選んで移管ないし「占領」(羽仁) するための原理は、図書 館の原理ではなく、文書館の原理である」8。このように蟻 川恒正は支部図書館制度について指摘し、また基本的に中 井と羽仁が思想的に共鳴しているとするが、羽仁はともあ れ中井は「機能概念としての図書館」を唱えている。つま

り、それぞれの省庁の文書全体を支部図書館が把握することで、立法考査局を通じて「民」の代表である議員が、それらの文書にアクセスできることを狙ったものであって、資料の「移管」®をめざすものではない。しかもそこでは網羅性を意図していて、「公衆の利用に供すべき価値あるものを選」ぶものでもないはずだ。

こう考えると、中井の枠組みの延長上で考えても、NDLのコレクションそのものは官民の刊行された図書の網羅的収集で充分であることになる。他方、中井自身が特殊図書館に求めていたような「一片の刷りもの、一地方の新聞、すぐに人々から忘れられてゆくその日その日の物価の数字こそが、もっとも貴重な図書館資料となるところの新たな図書館」はまさに、この文章において中井が例として示していた、支部図書館で実現し、そのような文書館的資料も含めた資料の把握可能性だけを、NDLが有していれば良いことになる。

ここで本章においては、政府刊行物と民間出版物との対 比から議論を進めてきたため、広い意味での政治的情報の 優先性が含意されている可能性が考えられよう。しかし、 中井に関していえば、元来美学者であった。そもそも恩師 深田康算の美学が、芸術至上主義を否定し、美と社会との 関わりを考えようとするものであったとされる。また中井 が実質主宰した同人誌『美・批評』は滝川事件を契機にし て,政治的な要素を加えて『第二次 美・批評』『世界文化』 へと発展してきた。あるいはハーバーマスの「文芸的公共 性」9)を見ても分かるように、文学作品や美術・音楽などの 批判を契機にして、政治的な批判意識が芽生えてくる。そ れは芸術が共通感覚に訴えるもので、人々の「常識」の感 覚を広げていくものであるからであろう。つまり、政治的 なものとそれ以外のものの領域は明瞭には峻別不能である し、そうであるからこそ、近代国家の行政は、市民生活の 諸領域に触手を伸ばしていく。

そうであればこそ、市民生活の諸文化領域それぞれの、市民の側から発せられる資料は広い意味であれ何であれ、刊行物に限って収集した方が、「官」の一部でもある NDL が市民生活を監視するという印象は少ないであろう。他方、市民生活の諸文化領域を行政府という意味において、狭義の「官」がどのように捉えているかを、「民」の代表である NDL が逆監視することは必要であろう。その点で支部図書館制度の理念が活きてくる。また先に第3章で私は忘却の効用を述べたが、当然歴史の歪曲など忘却の否定的側面も考える必要がある。そのような否定的局面は、この NDLによる逆監視によって避けることもできると思われる。もちろん、中井が想定したような支部図書館は、現実的には機能せずに、支部図書館の司書がその省庁の文書資料を把握する余力などないのが現実ではあるが。

結局のところ、中井は NDL に《民族の記憶庫》としての網羅的記録を求めつつも、ある種の価値選択をして書き手なりの価値で書かれたものが本という媒体であると考えていた。そして本は資本や著者の価値によって、網羅的記憶にあるような透明性を、歪める媒体であると認識しつつ、

その歪みは読者たちが同じ対象を双方向的に討論することによって正されていく可能性があると考えていた。そうであるだけに、中井にとって、現物を収める図書館の納本制度は、本を主に対象としたものと認識され、他方、現物を収めるのではない支部図書館制度については、文書も含めて対象とするという棲み分けが想定されていたと推察される。

#### 5. 終りに一筆者の望む NDL のコレクション

筆者は社会学専攻なのでウェーバーのいう価値中立的な研究を心がけており、政策的な「べき論」は常に避けている。しかし、編集委員から結局どのようなコレクションを望むかを図書館学以外の立場から述べるように求められており、最後に余談としてそれに言及したい。なお、これまでの論述もそれに合わせて多少の「べき論」が混ざっている。

第1章で筆者は、多くの情報が商品として作られること で、歪められる側面があるにも拘わらず、通常そのような 歪みは書籍などで意識されることは少ないと述べた。商品 は歪む。そしてその感覚は書店だけではなく、図書館に入 る際にも、常に忘れるべきではない。しかし、現代ではむ しろ逆の面も考える必要がある。資本を富ませるという狭 義の意味であれ、単に定価が付けられ流通しているという 広義の意味であれ、商品は、作り手がそれをプロの仕事と して意識して、作られる。商品の作り手は信頼性をある種 の「社会資本」と考え, その向上と維持に努める。情報商 品においてもそうである。他方、商品ならざる情報に対し ては、信頼性を確保する必然性を、作り手すなわち送り手 は、商品としての情報に対してよりも弱くしか感じないで あろう。特に頻繁にいわれるようにインターネットの情報 の信頼性が問われる時代であるだけに、商品としての情報 は一定の質を担保するものとみなされうる。その点で、第 4章での議論も踏まえれば、NDLが商品としての資料を中 心に納本の仕組みを整えてきたことには妥当性がある。

しかし、インターネット情報に NDL は手を伸ばしはじめている。だが、筆者はそれよりは ISBN や ISSN の付いていない同人資料の方の収集をする方が先決のようにも思う。それらは資本を富ませるという狭義の意味では商品ではないものの、価格を付けて取り引きされる側面もあり、無料のネット情報よりは、狭義の商品に近い。その意味で相対的には責任があり、より練られた情報であるといえる。

また,古い資料をマイクロフィッシュ化するのは,スペースの関係で当然ではあるが,やはり利用には不便である。 デジタル媒体は酸性紙の場合とはまた別の意味で酸化その 他の理由による読みとり不能の危険性が伴うので永久保存には適さないが、利用にはデジタル媒体での提供も望みたい。

また春山明哲は、中井に引き付けて、映画の納入が国立 国会図書館法第 25 条の規定にも拘わらずなされていない と指摘するが<sup>10)</sup>、基本的に「作品」は積極的に納入して欲 しい

つまり、われわれの共通世界の事柄を示す芸術作品を多様な観点から論じ合うことが、ハーバーマス流の「文芸的公共性」であるし、あるいはまた中井の「委員会の論理」における「印刷される論理」でもあるからである。

NDL 自体が全てを記録する《民族の記憶庫》となろうとしても、実際には忘却の効用だってあるし、アレントのいうように議論の対象の多様性よりも、同一の対象への視点の多様性の方が重要な面もある<sup>11)</sup>。その点でも文書館的役割についてはコレクション形成の原理としては禁欲する。代わりに映画フィルムは規定通り納入するし、あるいは博物館・美術館とのデータの共有、メタデータ化を図り、共通世界の「作品」を提示する施設の最先端であって欲しい。それにあわせて、中井の想定したような、現物ではなくネットワークを介した文書のアクセス路としての支部図書館制度の実現への途を、少しでも拓いて欲しい。

#### 参考文献

- 1) 中井正一. 中井正一全集第 1 巻. 東京, 美術出版社, 1981, 471n.
- 中井正一. 中井正一全集第4卷. 東京,美術出版社,1981, 375p.
- 3) 根本彰. "図書館の思想:国立国会図書館と政府情報へのアクセス". 明日の図書館情報学を拓く. 東京, 樹村房, 2007, p.90-110.
- 4) 中井正一. 中井正一全集第 3 巻. 東京, 美術出版社, 1964, 354p.
- 5) フロリディ. "情報倫理の本質と範囲". 情報倫理の思想. 西 垣通・竹之内禎編著訳. 東京. NTT 出版, 2007, p.47-98.
- 6) カプーロ"情報倫理学の存在論的基礎づけに向けて". 情報倫理の思想. 西垣通・竹之内禎編著訳. 東京. NTT 出版, 2007, n 99-139
- 7) 中井正一. 新刊批評 日本国際年鑑(一九三六年). 世界文化. 1936, vol.20, p.55-56.
- 8) 蟻川恒正. 文書館の思想. 現代思想. 2004, vol.32, no.12, p.81-93.
- 9) ハーバーマス(細谷貞雄, 山田正行訳). 公共性の構造転換: 市民社会の一カテゴリーについての探究. 東京, 未来社, 1994, xlviii. 339, 18p.
- 10) 春山明哲. "納本制度調査会の周辺:国立国会図書館における 政策立案プロセスの一齣".明日の図書館情報学を拓く.東京, 樹村房, 2007, p.111-124.
- 11) アレント(志水速雄訳). 人間の条件. 東京, 中央公論社, 1973, 373p.

Special feature: Perspective on National Libraries. The thought of legal deposit system and Masakazu NAKAI. Yoshihiro GOTO (University of Tsukuba, 1-2 Kasuga, Tsukuba-shi, Ibaraki 305-8550 JAPAN)

Abstract: Considering the legal deposit system of the National Diet Library, the thought of Masakazu NAKAI(1900-1952), who had been the first vice-director of the library and contributed to establish the branch libraries system of the library, gives us the effective suggestion. Referring to some of his writings, such as "Contribution to Aesthetics by Function Concept"(1930), "Logic of Committees"(1936), and *Introduction of Aesthetics*(1951), we examine the relation between the concepts written in these literatures and his library thought expressed in lots of short essays between 1948-1952. From the viewpoints of merits and demerits of oblivion and books as goods, we pointed out the difference between his attitude for the branch library system and that for the legal deposit system.

Keywords: Masakazu NAKAI / legal deposit system / branch libraries system / oblivion / comprehensive memories / books as goods